（様式４）

　　　　　　　　　国立研究開発法人土木研究所実習生受入れに関する覚書

　国立研究開発法人土木研究所（以下「甲」という。）と○○○大学（以下「乙」という。）は、乙に属する「　　　　」（以下「実習生」という。）が甲において実習を行うことについて、下記の通り覚書を締結する。

記

第１　実習実施に係る基本的役割等

　甲は、乙から受け入れた実習生に対し必要な指導・助言を行う。

　乙は、実習生に対し、「国立研究開発法人土木研究所実習生受入れ要領（平成　年　月　日付　達第　号）」及び本覚書に定める事項を通知するとともに、円滑な実習を進めるため必要な指導及び監督を行う。

第２　実習時間、手当等の支給及び事故への対応等

（１）実習時間は、原則として午前８時３０分から午後５時１５分までとし、このうち午後０時１５分から午後１時までを休憩時間とする。ただし、指導員がフレックスタイムを利用している場合などについては、実習生と指導員で必要な調整を行うこととする。また、定時以外にも若干の実習を行うことがある。

（２）甲は、実習中、実習生に対し、交通費、滞在費、保険料、手当（日当）、食費及び旅費を支給しない。

（３）乙は実習生に「学生教育研究災害傷害保険」及び「インターンシップ等賠償責任保険」等の保険に加入させ、実習中における関係他者（甲・人物・財物等）に対する損害、損傷等により被る法律上の損害賠償を補償する。

（４）実習生の実習期間中の災害及び通勤に際しての災害については、「学生教育研究災害傷害保険」及び「インターンシップ等賠償責任保険」等の保険をもって充てる他、乙が誠意を持って問題の解決にあたるものとする。

第３　実習中における遵守事項等

（１）実習生は、実習に関して甲の指示に従い、実習期間中は実習に専念し、甲の信用を傷つけ、不名誉となるような行為を行ってはならない。

（２）実習の欠務は、正当な事由による場合以外は認めない。やむを得ず欠務する場合は、事前に甲に申し出てその指示に従うこととする。正当な事由による場合であっても、長期に渡り欠務し、十分な指導を行えないと判断した場合、甲は実習を打ち切ることができることとする。

（３）実習生は、甲における実習活動中に知り得た情報（既に公開されているものを除く。）の開示については、指導員の指示に従わなければならない。実習終了後においても、同様とする。

（４）実習生は、実習期間終了後２週間以内に、実習内容に関する報告書（1,000字程度）を作成し、指導員を経由して甲に提出しなければならない。

（５）実習生は、実習の成果を論文等により外部へ発表する場合には、事前に甲の同意を得なければならない。

（６）甲は、実習生がこの覚書に従わない場合、その他実習を継続しがたい事由が生じた場合は、実習を打ち切ることができる。甲は、実習を打ち切った場合は、速やかに乙にその旨を通知する。

第４　誓約書の提出

　実習生は、実習に先立ち、甲に対して誓約書を提出する。

第５　協議

　本覚書に定めがない事項又は本覚書に疑義が生じた事項については、甲と乙が協議の上

決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上それぞれ１通

を保管するものとする。

令和　　年　　月　　日

（日付は空欄。当所において本覚書を受領した日付を記入し、貴職へ返送致します。）

　　　　　　　　　　　　　　　　甲　　国立研究開発法人土木研究所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　企画部長　　○　○　　○　○　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　乙　　○○○大学

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・・　　○　○　　○　○　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（総括責任者）